

総・総・総3 渡邊

大 分 類	共通（法令・通達）
中 分 類	指示及び指示関係書類
保存年限等	暦 2033年12月末

副 本 配 付 基 準
共 通 ラ イ ブ ラ リ
局 署 全
東 局 総 総 3 - 1 0
令 和 5 年 7 月 3 日
基礎通達
令 5, 6, 15 付
官 総 10-86
報 告 期 限 等
—

各 部 長 殿

情報システム監理官 殿

各 税 務 署 長 殿

東京国税局長（官印省略）

「公務執行妨害への対応等マニュアル」の活用について（指示）

標題のことについては、別紙のとおり国税庁から指示があったことから、今後、公務執行妨害が発生した（発生するおそれがある）場合には、「緊急対応マニュアル（令和5年7月）」によるほか、本マニュアルに基づき適切に対応されたい。

官 総 10 - 86
令和5年6月15日

各国税局総務部長 殿
沖縄国税事務所次長 殿

国税庁長官官房総務課長
(官印省略)

「公務執行妨害への対応等マニュアル」の活用について（指示）

平成24年4月3日付官総1-12「公務執行妨害への対応等マニュアル」の活用について（指示）により定めた「公務執行妨害への対応等マニュアル」について、別添のとおり改正したため、令和5年6月15日以降はこれによられたい。

（趣旨）

職務中の公務員に対して暴行・脅迫を働いた場合には公務執行妨害罪が成立し、現行の「公務執行妨害罪対応マニュアル」においても、暴行のみならず脅迫についても対象とした記載となっているところ、暴行への対応を強く意識したものとなっているため、脅迫も公務執行妨害になること自体を含め、脅迫へのより的確な対応を行えるよう、整備を行うものである。

(別添)

公務執行妨害への対応等マニュアル

令和 5 年 6 月

国 税 庁

目 次

I 公務執行妨害罪	1
○ 「暴行」とは	1
○ 「脅迫」とは	1
○ 暴行・脅迫の程度等	2
○ 故意	3
II 公務執行妨害への対応	3
1. 出張先の場合	3
(1) 出張前の準備	3
(2) 出張先での調査等における対応	3
A 暴行の場合	3
B 脅迫の場合	6
2. 庁舎内の場合	9
A 暴行の場合	9
B 脅迫の場合	12
3. 電話応対の場合	14
III 研修	15
IV 見舞金の支給	15
V 税理士による公務執行妨害に関する留意事項	15
(別紙) 研修教材例	16

公務執行妨害への対応等について

I. 公務執行妨害罪

公務執行妨害罪は「公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。」(刑法第95条第1項)と規定されている。

<ポイント>

○ 「暴行」とは

公務員に向けられた有形力の行使であるが、必ずしも直接に公務員の身体に対して加えられる必要はなく、直接には物に対して加えられた有形力であっても、それが公務員の身体に物理的に感應しうるものであれば足りる(いわゆる間接暴行)(最判昭37・1・23ほか)。

(参考) 暴行罪との違い

暴行罪(刑法第208条)における「暴行」は、人の身体に対する不法な有形力の行使を意味しており(大判大11・1・24ほか)、公務執行妨害罪における「暴行」の範囲とは異なる(公務執行妨害罪のほうが広い)。

【暴行罪(刑法第208条)】 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

具体例

- ・ 税務職員がその職務上徳利を手に持ち、その内容物について尋問する際、被告人が腕力でこれを奪い取り、さらに破碎した行為(大判明37・7・5)。
- ・ 税務署員が税金滞納処分による差押物件を屋内から搬出するのを妨害する意図で入口に薪及び空樽を積み重ねた行為(最判昭28・8・18)。
- ・ 大蔵事務官が、酒税法違反事件について、被疑者に差し押された貸売帳を示し、質問顛末書の承認を求めたとき、被告人がこれを被疑者の手からつかみとり、その事務官の面前で破りさる行為(仙台高秋田支判昭28・4・14)。

○ 「脅迫」とは

恐怖心を起こさせる目的で、他人に害悪を通知することの全てをいい、その害悪の内容、性質、通知の方法のいかんを問わない。必ずしも明示の言動による必要はなく、自己の性行、経歴または職業上不法の威勢を利用し、これに応じないときは不当の不利益を受けることがあるという恐れを抱かせるものであればよい(広島高判昭24・7・16)。

(参考) 脅迫罪等との違い

脅迫罪（刑法第222条）及び強要罪（刑法第223条）における「脅迫」は、害悪の内容が「生命、身体、自由、名誉又は財産」を対象としたものに制限されており、公務執行妨害罪における「脅迫」の範囲とは異なる（公務執行妨害罪のほうが広い。）。

【脅迫罪（刑法第222条）】 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

【強要罪（刑法第223条）】 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

具体例

- ・ 県税検査員が、納税義務者の自宅付近で県税調査に従事中、これに向かって暴言を吐き危害を加えるような勢いを示すことは脅迫に当たる（大判大3・12・7）。
- ・ 第三者の行為による害悪を告知する場合でも、行為者自身がその第三者の決意に影響を与える地位にあることを知らせること。例えば、「俺の仲間はたくさんいて、そいつらも君をやっつけるのだと相当意気込んでいた」と申し向けた行為は脅迫に当たる（最判昭27・7・25）。
- ・ 「処分をやめろ。殴らなければわからんか。月夜ばかりではないぞ。覚えておけ。」といった発言も脅迫に当たる（広島地判昭47.8.29）。

○ 暴行・脅迫の程度等

- ・ 本罪は、公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えたときは直ちに成立するものであって、その暴行又は脅迫はこれにより現実に職務執行妨害の結果が発生したことを必要とするものではなく、妨害となるべきものであれば足りうるものである。（最判昭33・9・30ほか）。
- ・ 脅迫は、それによって、現に相手方である公務員が恐怖に陥ったことを要するものではない（広島高判昭24・7・16ほか）。

具体例

- ・ 陶器製の招き猫を振り上げて巡査に殴りかかったところ、他人にこれを取り上げられ、現にその巡査を殴りつけるにいたらなかつたとしても、それ自体巡査の職務遂行を妨害するに足りる暴行である限り、本罪は、それによって完成する（大阪高

判昭 33・6・30)。

○ 故意

- 本罪の故意は、相手方が公務員であること、及びそれが職務を執行するに当たって、これに暴行・脅迫を加えることを認識することであるとされている（大判大 5・10・9）。

なお、特に職務の執行を妨害する意思は必要としないと解されている。公務員に暴行・脅迫を加えるに至った動機・原因は何でもよく、公務員の職務執行そのものに関係のない事実に起因した場合であっても公務執行妨害罪の成立は妨げられない（大判昭 9・4・24）。

II 公務執行妨害への対応

1. 出張先の場合

(1) 出張前の準備

公務執行妨害は、突発的に発生するものであるが、事前準備の際に納税者やその関係者（以下「納税者等」という。）とのそれまでの接触の際の言動等の情報を十分に確認した上で納税者等との対応方法を検討することが、公務執行妨害の未然防止となる。

このため、公務執行妨害が発生する可能性が高いと認められる場合には、担当統括官等は接触前に署長以下の署幹部と調査や徴収等の進め方、接触体制、緊急対応体制等について十分協議を行い、担当者に対して十分に説明を行うとともに言動等に留意するよう指導する。また、納税者等と接触する際には複数名で対応する。

(2) 出張先での調査等における対応

調査や徴収等の際の出張先では、公務執行妨害の態様（暴行又は脅迫）に応じて、次のとおり対応する。

A 暴行の場合

(イ) 担当者

＜納税者等が暴行を行うおそれが生じた場合（興奮して大声を発する、担当者の書類を奪うような姿勢をとった場合など）＞

○ 直ちに、納税者等に対し警告を発する。

なお、納税者等とのやり取りにおいては、納税者等の挑発などに乗ることなく、終始、冷静に対応することに留意する。

(趣旨)

- 危害が加えられないよう、暴行には毅然と対応する姿勢を示し、未然防止を図る。
- 納税者等が公務執行妨害罪に当たることを認識して暴行したという故意性を確定させる。

【警告方法（例）】

「落ち着いてください。職務執行中の公務員に対して暴行を加えた場合には、刑法の公務執行妨害罪となりますので、警察に通報することとなります。」

＜納税者等が暴行を行った場合＞

- ① その場で必ず抗議し、直ちに調査等を打ち切る（抗議したことにより納税者等から謝罪があったとしても、調査等を打ち切る。）。

携行書類を保全するとともに、暴行を受けた証拠（例えば、血の付いたハンカチ、破られた調査等関係書類、壊された眼鏡等。）を保全する。ただし、切迫した状況である場合には、身の安全を最優先とし、直ちにその場から退避する。

（趣旨）

- 直ちに調査等を打ち切る理由は、職員の身の安全を確保することが最も重要であることは言うまでもないが、そこで我慢をして調査等を続行したり、話合い等をしたりした場合には、暴力を容認した、暴行を働いた相手方を許した、公務の執行を妨害するほどの行為ではなかった等と判断され、公務執行妨害罪の成立が難しくなるおそれがあるためである。

【抗議方法（例）】

「何をするのですか、あなたは今暴力を振るいましたね。これは公務執行妨害罪に当たります。このような暴力を振るうような状態では正常な調査はできませんので、本日の調査はこれで打ち切ります。これから警察に通報します。」

- ② 安全が確保された時点で警察に 110 番通報する。

（趣旨）

- 110 番ダイヤルにより警察に通報することによって、通報が警察の記録に残り立件に当たっての証拠となること、管轄の警察署を間違えることがないことからである。

【通報方法（例）】

「〇〇税務署の〇〇と申します。たった今、職務執行中に納税者から暴行を受けましたので通報しました。」

「暴行現場の住所は〇〇の〇〇宅で、加害者は□□です。」

「なお、暴行で●●をけが（又は職務で使用する▲▲を損壊）しました（けがの程度によっては救急車の出動要請も併せて依頼する。）。」

- ③ 統括官等に電話により状況を説明し、応援を要請する。
- ④ 警察官到着までの間、被害時刻、加害者、暴行の内容等、現場の状況をメモする。
- ⑤ 警察官到着後、守秘義務に留意しつつ必要な範囲内で、警察官に被害状況（「暴行」の事実）の説明を行うとともに、現場確認に適宜対応する。
- ⑥ けがの程度に応じて、病院に直行又は一旦帰署した後に病院に行く。
この際、公務に起因したけがについては、国家公務員災害補償法が適用され、共済組合の給付の対象外となるため、当該けがが公務上又は公務外のいずれかに認定されるまでは、原則、共済組合員証の使用を留保し、診断書の発行を依頼する。
- ⑦ けがをした部分を写真により記録するとともに証拠物（血の付いたハンカチ等）を保全する。
- ⑧ 記憶が鮮明なうちに経過記録・調査報告書等を作成する。

(ロ) 署管理者

- ① 統括官等は、担当者から状況を聞き、職員の身の安全を最優先に考えながら必要な指示を行う。
- ② 統括官等は、速やかに署幹部に第一報を報告した上で、直ちに応援のための職員を複数名で派遣する。
- ③ 総務課長は国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）総務課に、統括官等は国税局主管課に連絡する。
- ④ 署幹部から事件の所轄警察署に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。また、総務課長は所轄警察署へ臨場し、暴行等を受けた職員の事情聴取に立ち会うなど対応する。
- ⑤ 署幹部は、今後の警察との対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税局（必要に応じて契約弁護士等を含む。）の指示も仰ぎつつ検討を行う。

(ハ) 国税局

- ① 署からの第一報を受け、国税局総務課及び国税局主管課は直ちに国税局幹部及び関係課に第一報を報告する。また、速やかに国税局総務課は国税庁総務課に、国税局主管課は国税庁主管課に第一報を報告する。
- ② 国税局幹部は、必要に応じて、管轄の都道府県警察本部に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。
- ③ 国税局幹部は、署からの報告等を踏まえ、今後の警察との対応、報道対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税庁の指示を仰ぎつつ、署幹部に必要な指示を行う。

④ 国税局担当課は、公務災害の手続や見舞金支給について検討を行う。

B 脅迫の場合

[a. 身体へ危害を加える意思を明らかにする等、納税者等が明らかな脅迫をした場合（「殺してやる。」「殴られなければわからないか。」「お前の家に火をつけてやる。」「自分の仲間には暴力団がいるから、身の回りに気を付けた方がいい。」「お前の家族にも危害が及ぶことになる。」といった発言があった場合など）]

(1) 担当者

① その場で直ちに脅迫をやめるよう抗議した上で、調査等を打ち切り、身の安全の確保を図る（抗議したことにより納税者等から謝罪があったとしても、調査等を打ち切る。）。

また、脅迫を受けた時点で、脅迫内容をメモする（脅迫を受けていない職員においても、脅迫内容を聞いていた場合には同様にメモする。）。ただし、その場でメモすることが難しい場合には、身の安全が確保できた時点で速やかに記録することに留意する。

なお、納税者等とのやり取りにおいては、納税者等の挑発などに乗ることなく、終始、冷静に対応することに留意する。

おって、調査等の打ち切りにあたっては、携行書類を保全することに留意する必要があるが、暴行に発展する可能性が高い等の切迫した状況である場合には、身の安全を最優先とし、直ちにその場から退避する。

(趣旨)

- ・ 直ちに調査等を打ち切る理由は、職員の身の安全を確保することが最も重要であることは言うまでもないが、そこで我慢をして調査等を続行したり、話合い等をしたりした場合には、脅迫を容認した、脅迫を働いた相手方を許した、脅迫が公務の執行を妨害するほどの行為ではなかった等と判断され、公務執行妨害罪の成立が難しくなるおそれがあるためである。
- ・ 脅迫内容を現場で速やかにメモする理由は、記憶が鮮明なうちに書面化することで正確性が一定程度担保され、ひいては当該職員の供述の信憑性を高めることにつながるためである。

【抗議方法（例）】

「そのような発言は私への脅迫になり、公務執行妨害罪に当たりますので、やめてください。このような状態では正常な調査はできませんので、本日の調査はこれで打ち切ります。これから警察に通報します。」

② 安全が確保された時点で警察に110番通報する。

(趣旨)

- ・ 110番ダイヤルにより警察に通報することによって、通報が警察の記録に残り立件に当たっての証拠となること、管轄の警察署を間違えることがないことからである。

【通報方法（例）】

「〇〇税務署の〇〇と申します。たった今、職務執行中に納税者から脅迫を受けましたので通報しました。」
「脅迫現場の住所は〇〇の〇〇宅で、加害者は□□です。」
「脅迫の内容は「●●」です。」

- ③ 統括官等に電話により状況を説明し、必要に応じて応援を要請する。
- ④ 警察官到着後、守秘義務に留意しつつ必要な範囲内で、警察官に被害状況（「脅迫」の事実）の説明を行うとともに、現場確認に適宜対応する。
- ⑤ 現地において作成したメモの原本は重要な物証となることから、署に持ち帰り、守秘義務の観点から問題がないかの確認といった所定の手続を経た上で速やかに警察官へ任意提出する。
なお、作成したメモの内容については、切迫した状況で作成したため読みにくい等の事情があっても帰署してから清書や加除訂正等はせず、基本的にそのまま警察官に任意提出することに留意する。
- ⑥ 記憶が鮮明なうちに経過記録・調査報告書等を作成する。その際、現地において作成したメモの写しを、脅迫内容を記載した調査報告書等の添付資料とする。

(口) 署管理者

- ① 統括官等は、担当者から状況を聞き、職員の身の安全を最優先に考えながら必要な指示を行う。
- ② 統括官等は、速やかに署幹部に第一報を報告した上で、担当者から要請があった場合には直ちに応援のための職員を複数名で派遣する。
- ③ 総務課長は国税局総務課に、統括官等は国税局主管課に連絡する。
- ④ 署幹部から事件の所轄警察署に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。また、総務課長は所轄警察署へ臨場し、脅迫を受けた職員の事情聴取に立ち会うなど対応する。
- ⑤ 署幹部は、今後の警察との対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税局（必要に応じて契約弁護士等を含む。）の指示も仰ぎつつ検討を行う。

(ハ) 国税局

- ① 国税局総務課及び国税局主管課は国税局幹部及び関係課に第一報を報告する。また、速やかに国税局総務課は国税庁総務課に、国税局主管課は国税庁主管課に第一報を報告する。
- ② 国税局幹部は、必要に応じて、管轄の都道府県警察本部に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。
- ③ 国税局幹部は、署からの報告等を踏まえ、今後の警察との対応、報道対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税庁の指示を仰ぎつつ、署幹部に必要な指示を行う。
- ④ 国税局担当課は、公務災害の手続や見舞金支給について検討を行う。

[b. 納税者等から、現場では明らかな脅迫とまでは判断できないものの恐怖を感じる発言があった場合]

(1) 担当者

- ① その場で直ちに恐怖を感じさせる発言をやめるよう抗議した上で、その場で納税者等の発言内容をメモする。ただし、その場でメモすることが難しい場合には、身の安全が確保できた時点で速やかに記録することに留意する。

また、調査等を一時中断した上で、納税者等の発言内容や現在の状況を統括官等に報告し、調査継続の当否や継続する場合の留意事項等について指示を仰ぐ。

なお、納税者等とのやり取りにおいては、納税者等の挑発などに乗ることなく、終始、冷静に対応することに留意する。

おって、調査担当者が調査を継続することに恐怖を感じた場合にあたっては、携行書類を保全することに留意する必要があるが、暴行に発展する可能性が高い等の切迫した状況である場合には、身の安全を最優先とし、直ちにその場から退避する。

【抗議方法（例）】

「そのような発言は私への脅迫として公務執行妨害罪に当たる可能性がありますので、やめてください。このような状態では正常な調査はできませんので、本日の調査はこれで打ち切ります。」

- ② 統括官等に電話により状況を説明し、指示を仰ぐ。
- ③ 記憶が鮮明なうちに経過記録・調査報告書等を作成する。その際、現地において作成したメモについても、破棄・修正等することなく、その写しを、納税者等の発言内容を記載した調査報告書等の添付資料とする。

なお、メモの原本は、重要な物証となることから、別途保管する。

(ロ) 署管理者

- ① 統括官等は、担当者から状況を聞き、職員の身の安全を最優先に考えながら必要な指示を行う。
- ② 統括官等は、速やかに署幹部に第一報を報告する。
- ③ 総務課長は国税局総務課に、統括官等は国税局主管課に連絡する。
- ④ 総務課長は、国税局総務課と協議の上で、事件の所轄警察署に「公務執行妨害罪」の可能性及び今後の対応における留意点等を相談し、助言を求める。その際には、上記(イ)③で別途保管したメモの原本を、必要に応じて、守秘義務の観点から問題がないかの確認といった所定の手続を経た上で速やかに警察官へ任意提出する。

なお、作成したメモの内容については、切迫した状況で作成したため読みにくい等の事情があっても帰署してから清書や加除訂正等はせず、基本的にそのまま警察官に任意提出することに留意する。

また、総務課長は、脅迫を受けた職員が所轄警察署から事情聴取を受けることとなった場合には立ち会うなど対応する。

- ⑤ 署幹部は、今後の警察との対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税局（必要に応じて契約弁護士等を含む。）の指示も仰ぎつつ検討を行う。

(ハ) 国税局

- ① 署からの第一報を受け、国税局総務課及び国税局主管課は直ちに国税局幹部及び関係課に第一報を報告する。また、速やかに国税局総務課は国税庁総務課に、国税局主管課は国税庁主管課に第一報を報告する。
- ② 国税局幹部は、必要に応じて、管轄の都道府県警察本部に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。
- ③ 国税局幹部は、署からの報告等を踏まえ、今後の警察との対応、報道対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税庁の指示を仰ぎつつ、署幹部に必要な指示を行う。
- ④ 国税局担当課は、公務災害の手続や見舞金支給について検討を行う。

2. 庁舎内の場合

庁舎内では、公務執行妨害の態様（暴行又は脅迫）に応じて、次のとおり対応する。

※ 非常勤職員への暴行又は脅迫にも公務執行妨害罪が適用されることに留意する。

A 暴行の場合

(イ) 各職員

〈納稅者等が暴行を行うおそれがある場合（興奮して大声を発する、担当者の

書類を奪うような姿勢をとった場合、執務室内に強引に侵入しようとした場合など) >

- ① 担当者は、納税者等に対し警告を発し、担当統括官（不在の場合には他の統括官等の管理者）に状況を説明する。
- ② 担当統括官等が他の職員と複数名で応対を行う。また、状況の切迫度合いにより周囲の職員に応援を求める。
なお、納税者等とのやり取りにおいては、納税者等の挑発などに乗ることなく、終始、冷静に対応することに留意する。
- ③ 連絡調整官や総括上席等の部門職員は、総務課長に状況を説明する。
- ④ 総務課長は庁舎内の警備体制等について必要な指示を行うとともに、暴行を受けた場合の対応について指示を行う。

(趣旨)

- ・ 納税者等が公務執行妨害罪に当たることを認識して、暴行したという故意性を確定させる。
- ・ 庁舎内の場合には、組織的な対応を取ることが重要であり、原則として統括官、総務課長等の管理者が納税者等と応対することとし、各職員は協力する体制を整える。
- ・ 職員や他の納税者等に危害が加えられないよう、また署長室などの執務室に立ち入られないよう、暴行には毅然と対応する姿勢を示すとともに、職員等の受傷事故等の未然防止を図る。

【警告方法（例）】

「落ち着いてください。職務執行中の公務員に対して暴行を加えた場合には、刑法の公務執行妨害罪となりますので、警察に通報することとなります。」

<納税者等が暴行を行った場合>

- ① その場で必ず抗議するとともに、暴行を受けた証拠（例えば、血の付いたハンカチ、破られた調査等関係書類、壊された眼鏡等）の保全や、やり取り等の記録を行う。

また、周囲の職員は、納税者等の行動を制止するなど、職員や他の納税者等の安全を確保するとともに、直ちに警察へ110番通報する。

なお、安全の確保に支障がない範囲で、暴行の現場の状況をできる限り保全する（例えば書類が散乱していたり、椅子が倒れていたりしたら、それを片付けずにそのままにしておく。）ように努める。

(趣旨)

- ・ 警告を発していることから、ちゅうちょなく直ちに警察に通報し、捜査等が円滑に行われるようとする。
- なお、対応を続行、あるいは話し合い等をした場合には、暴力を容認した、暴行を働いた相手方を許した、公務の執行を妨害するほどの行為ではなかつた等と判断され、公務執行妨害罪の成立が難しくなるおそれがある。
- ・ 110番ダイヤルにより警察に通報することによって、通報が警察の記録に残り立件に当たつての証拠となること、管轄の警察署を間違えることがないことからである。

【抗議方法（例）】

何をするのですか、あなたは今暴力を振るいましたね。
これは公務執行妨害罪に当たります。これから警察に通報します。

【通報方法（例）】

「〇〇税務署の〇〇と申します。たった今、庁舎内で職員が暴行を受けましたので通報しました。」

「加害者は□□です。」「なお、暴行で●●をけが（又は職務で使用する▲▲を損壊）しました（けがの程度によっては救急車の出動要請も併せて依頼する。）。」

② 警察官到着後、守秘義務に留意しつつ必要な範囲内で、警察官に被害状況（「暴行」の事実）の説明を行う。また、暴行を加えた納税者等の身柄を確保している場合は、警察官にその身柄を引き渡す。

③ けがの程度に応じて、病院（公的医療機関又は嘱託医）に行く。

この際、公務に起因したけがについては、国家公務員災害補償法が適用され、共済組合の給付の対象外となるため、当該けがが公務上又は公務外のいずれかに認定されるまでは、原則、共済組合員証の使用を留保し、診断書の発行を依頼する。

④ けがをした部分を写真により記録するとともに証拠物（血の付いたハンカチ等）を保全する。

⑤ 記憶が鮮明なうちに経過記録・調査報告書等を作成する。

(口) 署管理者

- ① 速やかに署幹部に報告する。
- ② 総務課長は国税局総務課に、統括官等は国税局主管課に連絡する。
- ③ 署幹部から事件の所轄警察署に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。

④ 署幹部は、今後の警察との対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税局（必要に応じて契約弁護士等を含む。）の指示を仰ぎつつ検討を行う。

(八) 国税局

上記1. (2)A(八)と同じ。

B 脅迫の場合

[a. 身体へ危害を加える意思を明らかにする等、納税者等が明らかな脅迫をした場合（「殺してやる。」「殴られなければわからないか。」「お前の家に火をつけてやる。」「自分の仲間には暴力団がいるから、身の回りに気を付けた方がいい。」「お前の家族にも危害が及ぶことになる。」といった発言があった場合など）]

(イ) 各職員

① その場で直ちに脅迫をやめるよう抗議した上で、応対等を打ち切り、身の安全の確保を図るとともに周囲の職員に110番通報を依頼する。

周囲の職員は、納税者等の行動を制止するなど、自身を含む職員や他の納税者等の安全を確保するとともに、直ちに警察へ110番通報する。

また、脅迫を受けた時点で、脅迫内容をメモする（脅迫を受けていない職員においても、脅迫内容を聞いていた場合には同様にメモする。）。ただし、その場でメモすることが難しい場合には、身の安全が確保できた時点で速やかに記録することに留意する。

なお、納税者等とのやり取りにおいては、納税者等の挑発などに乗ることなく、終始、冷静に対応することに留意する。

(趣旨)

- ・ 直ちに応対等を打ち切る理由は、職員の身の安全を確保することが最も重要なことは言うまでもないが、そこを我慢して応対等を続行、あるいは詰合せ等をした場合には、脅迫を容認した、脅迫を働いた相手方を許した、脅迫が公務の執行を妨害するほどの行為ではなかった等と判断され、公務執行妨害罪の成立が難しくなるおそれがある。
- ・ 脅迫内容を速やかにメモすることは、記憶が鮮明なうちに書面化することで正確性が一定程度担保され、ひいては当該職員の供述の信憑性を高めることにつながるためである。
- ・ 110番ダイヤルにより警察に通報することによって、通報が警察の記録に残り立件に当たっての証拠となること、管轄の警察署を間違えることがないことがからである。

【抗議方法（例）】

そのような発言は、私への脅迫になりますので、やめてください。
これから警察に通報します。

【通報方法（例）】

「〇〇税務署の〇〇と申します。たった今、庁舎内で職員が脅迫を受けましたので通報しました。」

「加害者は□□です。」

「脅迫の内容は「●●」です。」

② 警察官到着後、守秘義務に留意しつつ必要な範囲内で、警察官に被害状況（「脅迫」の事実）の説明を行う。また、脅迫を行った納税者等の身柄を確保している場合は、警察官にその身柄を引き渡す。

③ 上記①で作成したメモの原本は重要な物証となることから、守秘義務の観点から問題がないかの確認といった所定の手続を経た上で速やかに警察官へ任意提出する。

なお、作成したメモの内容については、切迫した状況で作成したため読みにくい等の事情があっても、清書や加除訂正等はせず、基本的にそのまま警察官に任意提出することに留意する。

④ 記憶が鮮明なうちに経過記録・調査報告書等を作成する。その際、上記①で作成したメモの写しを、脅迫内容を記載した調査報告書等の添付資料とする。

(口) 署管理者

① 速やかに署幹部に報告する。

② 総務課長は国税局総務課に、統括官等は国税局主管課に連絡する。

③ 署幹部から事件の所轄警察署に「公務執行妨害罪」での厳正な対応を要請する。また、総務課長は所轄警察署へ臨場し、脅迫を受けた職員の事情聴取に立ち会うなど対応する。

④ 署幹部は、今後の警察との対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税局（必要に応じて契約弁護士等を含む。）の指示を仰ぎつつ検討を行う。

(ハ) 国税局

上記 1. (2)B < a. 納税者等が明らかな脅迫をした場合 > (ハ)に同じ。

[b. 納税者等から、その場では明らかな脅迫とまでは判断できないものの恐怖を感じる発言があった場合]

(イ) 各職員

- ① その場で直ちに恐怖を感じさせる発言をやめるよう抗議した上で、応対等を打ち切り、担当統括官（不在の場合には他の統括官等の管理者）に状況を説明する。その後速やかに発言の内容を記録することに留意する。
- ② 担当統括官等が応対を行う。または、状況の切迫度合いにより周囲の職員に応援を求める。
また、納税者等とのやり取りにおいては、納税者等の挑発などに乗ることなく、終始、冷静に対応することに留意する。
- ③ 連絡調整官や総括上席等の部門職員は、総務課長に状況を説明する。
- ④ 総務課長は庁舎内の警備体制等について必要な指示を行うとともに、脅迫を受けた場合の対応について指示を行う。

【抗議方法（例）】

そのような発言は、私への脅迫になる可能性があり、脅迫になる場合には公務執行妨害罪に当たりますので、やめてください。

このような状態では私は正常な応対ができませんので応対を打ち切り、上司に報告させていただきます。

（注）担当統括官等による応対後、納税者等が明らかな脅迫をした場合には、上記の<a. 紳税者等が明らかな脅迫をした場合>に準じて処理する。

(ロ) 署管理者

- ① 総務課長は国税局総務課に、統括官等は国税局主管課に連絡する。
- ② 総務課長は、国税局総務課と協議の上で、事件の所轄警察署に「公務執行妨害罪」の可能性及び今後の対応における留意点等を相談し、助言を求める。また、総務課長は、脅迫を受けた職員が所轄警察署から事情聴取を受けることとなった場合には立ち会うなど対応する。
- ③ 署幹部は、今後の警察との対応、調査等の進め方、被害職員の心のケア等について、国税局（必要に応じて契約弁護士等を含む。）の指示も仰ぎつつ検討を行う。

(ハ) 国税局

上記1. (2)B <b. 紳税者等から、その場では明らかな脅迫とまでは判断できないものの恐怖を感じる発言があった場合> (ハ)に同じ。

3. 電話応対の場合

電話応対の際の脅迫に対しては、上記2. Bの場合に準じて対応する。

III 研修

公務執行妨害に対する的確かつ迅速な対応については、局署の会議や研修等において機会あるごとに職員に周知し意識付けを行うことが重要である。

また、研修等に当たっては、マニュアル等による座学のほか、可能な場合にはケーススタディを用いた研修なども活用することが有効である。

※ ケーススタディのための研修教材例は、別紙のとおり。

IV 見舞金の支給

国税局は、職務の執行に関連し納税者等から傷害等を受けた職員に対しては、昭和54年官総1-19「納税者等から傷害等を受けた職員に対する見舞金の贈呈について」(事務運営指針)に基づき、見舞金の支給を検討する。

なお、見舞金の支給について、増額が相当であると認められる場合など、必要な場合には事前に国税庁総務課審査企画係へ連絡する。

V 税理士による公務執行妨害に関する留意事項

公務執行妨害の主体が税理士である場合には、上記II記載の対応に加え、必要に応じて税理士法上の対応を行う観点から、局総務課(税理士専門官等)と緊密に連携する必要があることに留意する。

研修教材例

事例検討（公務執行妨害等への対応）

【はじめに】

これから時間は、「事例検討」といたしまして、「公務執行妨害等への対応」について実際に最近発生した2件の事例を寸劇形式でご紹介して検討していきたいと思います。

公務執行妨害等への対応については、皆様も知識としてはご理解されていると思いますが、実際に経験された方は少ないのではないでしょうか。

これからご紹介する事例の中で皆様が当事者だったらどのような対応をすべきかを考えいただきながらご覧いただきたいと思います。

【事例1：不適切な対応】

いかがでしょうか。

まず、皆様は一般的に公務執行妨害とは、職員が「殴られた」「蹴られた」あるいは「腕をつかまれる」「ちょっとこづかれる」というようなケースを想定されると思います。

しかしながら、刑法95条に規定する公務執行妨害罪は、加害者が「公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた場合」に成立します。

ここで整理しなければならない点は「暴行」の範囲です。

公務執行妨害における「暴行」の範囲は、公務員に向けられた不法な有形力の行使であり、直接身体に向けられたか否かを問いません。

一方、刑法208条に規定する暴行罪の「暴行」の範囲は、人の身体に対する有形力の行使であり、明確に暴行の範囲が異なる点を良く理解していただきたいと思います。

その整理の上で本事例を当てはめると、「職員が調査中に記載していたメモを奪う」といった納税者の行為は正に公務執行妨害罪に当たることになります。

しかし本事例はそれに留まらず、一方で職員がとった「相手の手をつかんだ。」という行為が一義的に暴行罪に触れるという点が問題になります。

もともと相手がとった不法行為を阻止することが何故問題になるのかという疑

間が当然生ずるところではありますが、この行為が問題になるか否かの分かれ目は納税者が行った行為が「公務執行妨害に当たる」旨の警告を発するか否かによって整理されることから、そのような事例があった場合必ず相手に警告することが必要となります。

このことはきちんと職務を果たそうとした職員が自分自身を守ることでもあるので、徹底をお願いいたします。

また、担当統括官が納税者に対し「担当者が手をつかんだこと」について謝罪していますが、担当者が取った行動が公務執行妨害に対する正当な制止行動であることから、謝罪するのではなく、納税者の行為に対し厳重に抗議すべきところが重要なポイントです。

【事例 1：適切な対応】

続きまして、2つ目の事例を紹介いたします。

この事例についても皆様が当事者だったらどのような対応をすべきかを考えいただきながらご覧いただきたいと思います。

【事例 2：不適切な対応】

いかがでしょうか。

個別事案の処理で納税者が興奮した場合に、「署長に会わせろ」と要求されることは少なくないと思います。

このような要求があった場合は、担当統括官等が「事案の責任者は私であり、お話は私が全て伺います。」と毅然とした態度ではっきり意思表示をすることが大切です。

署長が外出中又は会議中などといった理由で面会を断念させようとしても、「待たせてもらう。」などと逆に居座りの口実を与える結果となるほか、署長がいれば面会できることを容認することとなりますので、統括官等の幹部職員は、対応を徹底して下さい。

それでもなお、本事例のように、納税者等が職員の制止を無視して署長室に進入した場合は、その行為は公務執行妨害罪及び住居侵入罪に当たりますので、その行為をとった相手に「公務執行妨害罪」あるいは「住居侵入罪」に当たることを警告し、直ちに警察に通報すべきです。

「公務執行妨害罪」あるいは「住居侵入罪」に当たることを警告することは、相

手に罪について認識させることであり、その後の苦情を抑制するためにも極めて重要なことです。

また、相手が暴力に訴えた場合は、暴行を受けた職員の身体の安全の確保を図つていただくことが第一であり、その上で、直ちに警察への通報など適切な対応をお願いいたします。

※ 住居侵入罪（刑法130条）

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十円以下の罰金に処する。

【事例2：適切な対応】

【おわりに】

公務執行妨害については、直ちに警察へ通報する必要がありますが、中には、被害が軽微であること、問題を大きくしたくない、警察での事情聴取など煩わしい、揉めたくないなど、様々な理由から、警察への通報をちゅうちょするケースも見受けられます。

しかしながら、公務執行妨害については再発防止の観点からも毅然とした対応が必要ですので、このような意味合いを十分に理解していただき、適切な処置をお願いします。

最後にもう1点皆様にお願いしたいことは「署内連絡体制の整備」です。公務執行妨害などの緊急対応を要する事案は、総務課長など幹部職員が見ていないところで起きることが大半です。

このため、署内での連絡体制をきちんと整備していただく必要がありますが、例えば、署外で発生した場合と署内で発生した場合とではおのずと連絡体制が変わってくると思います。整備に当たってはその辺も踏まえたところで検討をお願いいたします。

その上で総務課長は情報を素早く集約・整理し、じ後の適切な対応をお願いいたします。

なお、局への一報については、総務課長が対応していく連絡ができない場合には、総務課長補佐から連絡をしていただくなど、遅滞なくお願ひいたします。

また、公務執行妨害に関する署内研修を実施していただき、適切な対応についてすべての職員に周知徹底を図つていただくようお願いします。

ありがとうございました。

ナレーション

A上席とB調査官が調査先の納税者の自宅において臨場調査を行っています。納税者は無予告の臨場に抵抗を示していましたが、担当者の説得によりやむなく調査に応じている状況です。

A上席 納税者 お仕事の内容について教えてください。

B調査官 だから、さっきも言つただろ、アルバイトだよアルバイト！

どのようなアルバイトですか。

いろいろだよ！何でもやんきや飯食つていけねえからな。

ご家族で他にご収入のある方はいらっしゃいますか。

奥様はお仕事されているのでしょうか。

納税者 うちのやつのことなんか関係ねえだろ！俺の調査できたんじゃないのか！

B調査官 調査に必要な事なお聞きしているんです。

納税者 ご家族の状況を教えてください。

納税者 妻と子供が2人。妻はパートで働いてる。

A上席 子供はまだ学生だ。

納税者 お子さんにもお金がかかる時期でしょう。

ご主人はどのようなお仕事されているのですか。

何度同じことをいわせんだつ！アルバイトつていってんだろう！

納税者 アルバイトにもいろいろあるでしょ。

納税者 しつつけえなあ！

（つかまれた手を振り回す。）

納税者 メモを返さないとはなしません。

（メモを返しなさい。）

B調査官 何をするのですか！

（納税者の手をつかむ）

納税者 はなせよ！

（手を放す。）

B調査官 いつてえなあ！何しやがるんだよ！公務員がこんなことしていい

A上席 のか！暴行じやねえか！訴えてやる！

納税者

B調査官

納税者

B調査官

B 調査官

あなたがメモを返さないからこのようになつたのです。
手をつかんで痛い思いをさせたことは謝ります。

納税者

まあいいけどよ。
それでまだなんか聞きたいことあんの。

A 上席

アーバイト先を教えてください。
それと給与の金額がわかるものは保存していますか。

ナレーション

その後、調査担当者は一通りの聞き取りを終えて署に戻り、統括官に本日の復命をしていました。その時、調査先の納税者から統括官に電話がかかってきました。

あんただーれ。さっき来た人の上司?
さつきさ、あんたの部下に暴行されたんだよ。わかる? 暴行だよ
暴行!
どうしてくれんのこれから警察に訴えるよ! いいの

統括官

B 調査官があなたの手をつかんだことは聞いています。すみませんでした。ただ、メモを取るようなことはしないでいただきたい。
今後このようなことがないよう引き続き調査にご協力ください。
まあ今日のことはひとつ穩便にお願いしますよ。

ナレーション

その後、納税者は警察に被害届を提出し、B 調査官は暴行罪の容疑で警察に取り調べを受けることになりました。

ナレーション

それでは、今の解説を踏まえ、「」の事案における適切な対応例として、もう一度見てみましょう。

A 上席

納税者

B 調査官

納税者

A 上席

納税者

B 調査官

納税者

A 上席

納税者

B 調査官

納税者

B 調査官

納税者

B 調査官

納税者

納税者

納税者

納税者

お仕事の内容について教えてください。
だから、せひも言つただろ、アルバイトだよアルバイト！

どのようなアルバイトですか。

いろいろだもー何でもやんなきや飯食つていけねえからな。
奥様はお仕事されているのでしょうか。

「」家族で外に「」収入のある方はいらっしゃいますか。
うちのやつの「」となんか関係ねえだろ！俺の調査できたんじゃないのか！

調査に必要な事なのでお聞きしているんです。
ご家族の状況を教えてください。

妻と子供が2人。妻はパートで働いてる。
子供はまだ学生だ。

お子さんにもお金がかかる時期でしょう。
ご主人はどうなお仕事されているのですか。

何度も同じことをじわせんだつ！アルバイトつていつてんだろ！

アルバイトにむいろいるあるでしょう。

しつけえなあ！
てめえさつきから何こそこそメモつてんだ！

プライバシーの侵害だぞ！

（B調査官のメモ用紙を奪い取る）

何をするのですか！あなたの行為は公務執行妨害に当たります
よ。（納税者の手をつかむ）

何だとてめえー！こんなもん返してやるよ！

B調査官

あなたを公務執行妨害として訴えます。A上席警係を呼んでください。

納税者

ちよちよちよりと待てよー興奮すんなつてー冷静になれよ。

A上席

あなたの行動は公務執行妨害に当たります。B調査官があなたの手をとつさにつかんだことは、公務執行妨害の制止行動です。このようない状況の中で調査を続けることはできません。警察に状況を説明して今日は我々は引き揚げます。

ナレーショナ
その後、担当者は統括官に連絡するとともに警察に通報し、公務執行妨害の現行犯として納税者を引き渡し、同時に職員も事情聴取を受け署に戻りました。

ナレーション

その後、納税者は警察から取調べを受けて、のちに公務執行妨害罪で起訴されました。

ナレーシニ

A調査官が署内において調査先の納税者と面会しています。担当者の指摘に納税者は納得せず話は平行線をたどつてゐるようです。

卷之三

●●さんから、資料がお預かりでござります。この件については適正に処理されていきます。

卷之三

あなたの大膽な行動には驚かず、あなたが何をやるかは監督者である署長に抗議を申入れる！

104 E-

(追う) どこのにいぐのですか?

卷之二

署長に会わせろ！

納稅者

総務課長の●●です。
お話を伺いましたが、どうなつたか。田井じゅう一。

三

(総務課長をかねて署職員へと進む)

三

(総務係長を押しのけて署長室に侵入)
（座る）署長にお話がある。

總務課長

お話を私がお聞きしますので、退耕願いもす。

卷之三

おまえは監督者じやないからおまえとは話せん！
もういい！
（どいつもこいつも話にならん！）
（退室してから総務係長に対しても）
さつきおまえにやられ怪我をした。しかるべき対応をとらせてもら
う！

ナレーション

ナレーション

それでは、今の解説を踏まえ、「」の事案における適切な対応例として、もう一度見てみましょう。

納税者

A調査官

納税者

●●さん、先程から話しているとおりです。
「」の件については適正に処理されています。
●●さんからいただいた資料では事実関係が確認ができませんのでほかの資料で確認させていただきたい。
さつきから話になるとおりだ！なぜわからんのだ！
あなたが非常識にならん！非常識にも程がある！
あなたの非常識な言動について監督者である署長に抗議を申入れる！
(席を立ち署長室に向かう)

A調査官

(追う)
(総務課長に話をしにいくのだ！
(総務課まで行く)
(署長に会わせろ！)

納税者

お待ちください、どのようない用件でしょうか
何だおまえ！

納税者

総務課長の●●です。
お話を伺いますが、どのようない用件ですか。
(納税者の前に立ちはだかる)
(総務課長をかわして署長室へと進む)

納税者

(仁王立ち)
待ちなさい！不法侵入です！

納税者

(総務課長を押しのけて署長室に侵入)
(署長にお話がある)
(座る)

納税者

(補佐！すぐに警察を呼びなさい！)

ナレーション

すぐに警察が到着し、納税者は「住居侵入」及び「公務執行妨害」の現行犯で逮捕されました。